

第3回三豊市成年後見制度利用促進審議会

日 時 平成31年2月28日(木) 17:00~18:30

場 所 三豊市役所危機管理センター3階 201・202会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) パブリックコメント(意見公募)について

(2) 三豊市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について

(3) 今後のスケジュール、次回開催日について

(4) その他

4. 閉会

第3回三豊市成年後見制度利用促進審議会 出席者名簿

(順不同、敬称略)

番号	役職名	役職名	氏名	備考
1	三豊・観音寺市医師会	理事	大塚 智丈	委員
2	香川県弁護士会	弁護士	秋月 智美	副会長
3	香川県司法書士会	司法書士	原田 祥一郎	委員
4	香川県社会福祉士会	社会福祉士	時岡 信一	委員
5	三豊市介護サービス事業者協議会(高齢者分野関係者)	会長	仁井 昌彦	委員
6	三豊市介護サービス事業者協議会(高齢者分野関係者)	理事	筒井 達也	委員
7	相談支援事業所高瀬荘(障害者分野関係者)	施設長	山本 麻紀子	委員
8	三豊市民生委員児童委員協議会連合会	会長	前田 昭文	委員
9	観音寺人権擁護委員協議会	副会長	重信 厚	委員
10	四国学院大学(学識経験者)	教授	西谷 清美	会長
11	三豊市社会福祉協議会	事務局長	藤川 豊明	委員
12	三豊市社会福祉協議会	法人成年後見等 事業担当	亀山 明香	委員
13	高松家庭裁判所	首席書記官	松井 隆樹	オブザーバー
14	高松家庭裁判所観音寺支部	主任書記官	山田 憲治	オブザーバー
15	香川県社会福祉協議会 地域福祉課(関係機関)	課長	十河 真子	委員以外

(事務局)

	三豊市健康福祉部	部長	滝口 直樹
	三豊市健康福祉部 福祉事務所 福祉課	課長	田中 知子
	三豊市健康福祉部介護保険課	課長	三好 政広
	三豊市地域包括支援センター	センター長	吉田 恵

『三豊市成年後見制度利用促進基本計画』 素案に対する
パブリックコメント（意見公募）実施要領

区 分	内 容
意見募集する計画	三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）
計画策定の趣旨	三豊市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進審議会の意見を頂き、それを踏まえて今後4年間の具体的な施策・取組を進めるための計画として「三豊市成年後見制度利用促進基本計画」を策定することとしました。
意見募集の期間	平成31年1月4日（金）～平成31年2月4日（月）午後5時必着
素案の閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所3階 介護保険課 ・各支所 ・三豊市ホームページ http://www.city.mitoyo.lg.jp/
意見の提出方法	<p>① 郵送の場合 〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1 三豊市健康福祉部介護保険課課</p> <p>② FAXの場合 (0875) 73-3023</p> <p>③ 電子メールの場合 kaigohoken@city.mitoyo.lg.jp</p> <p>④ 持参する場合 市役所3階介護保険課及び各支所</p>
留意事項	<p>※意見の提出にあたっては、下記についてご留意ください。</p> <p>◆ 意見を提出できる方 三豊市市民の方もしくは三豊市内の事業所へ通勤・通学されている方</p> <p>◆ 意見の提出方法 意見を記載する様式は任意ですが、住所及び氏名を必ず記載して下さい。 「意見提出様式」は、閲覧場所又は市ホームページにあります。</p>
提出された意見について（公表）	<p>お寄せいただいたご意見については、内容を簡単に取りまとめ、市の考え方を付して市ホームページ、介護保険課にて公表します。 また、「三豊市成年後見制度利用促進審議会」に資料として提出し、いただいた意見を参考に、策定します。 なお、直接個別の回答及び住所・氏名等の個人情報の公表はしません。</p>

【問合せ先】

〒767-8585

三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

三豊市健康福祉部介護保険課 地域包括支援センター

電 話：(0875) 73-3017 FAX：(0875) 73 - 3023

メール：kaigohoken@city.mitoyo.lg.jp



三豊市成年後見制度利用促進基本計画 パブリックコメント

提出 1 件

案件名	「三豊市成年後見制度利用促進基本計画」素案
意見	<p>4. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方</p> <p>(2) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none">②地域連携ネットワークの基本的仕組み③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性について <p>中核機関あるいは協議会の構成員として、家庭裁判所に属する参与員（含む元職）を参加させて構成されることを提言します。</p> <p>○ 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所が「参与員となるべき者」として選任している者の中から、各事件について指定することによってその身分を取得します。</p> <p>○ 「参与員となるべき者」は、弁護士や元家庭裁判所書記官や調査官などのほか、医療カウンセラーや医師あるいは看護師など専門的な資格のある人や大学教授など、豊富な社会経験のある者が事件の性質に応じて選任されており、家庭裁判所で行われる後見人などの選定に関与します。</p> <p>○ 任期を終えた元職を含む参与員は、三豊市内において、旧町単位で2～3名程度は在住しています。</p> <p>○ 具体的な関与としては、あらかじめ申立人から提出された申立書や添付書類を審査し、被後見人本人や後見人候補者に対して事前面接と発問をして認容に関わる要件を調査し、審判に立会して裁判官が可否判断をするのに参考となる意見を述べる役割をしています。</p> <p>○ 提案の理由</p> <p>参与員は、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度全般を熟知し、その本質を具体的に把握しています。・ 後見人のみならず、保佐人や補助人の選定においても、裁判所

の選定手続きの流れやポイントを具体的に把握しています。

- ・ 後見人などの選定に携わった経験から、専門家の一人として制度適用の相当性や後見人候補者の適性などについて一定の事前判断ができます。
- ・ 制度普及についての意識が相当に高くあります。

○ 参考事例

成年後見の申立においては、申立人から親族の一人を後見人候補者として届けでることが多くありますが、申立人や候補者に対しては、参与員から制度や後見事務について、必ずヒアリングが行われますが、候補者が後見事務を理解していないケースが多く、申立人の希望する後見人であっても選定されないことが多くあります。

候補者が後見事務を理解していない理由の多くは、市や関係機関の職員から「単に候補者として名前を書いておくように」と説明を受けただけというものがほとんどで、職務内容などについて誤った説明を受けていたりするケースも散見されます。

このような場合は、全て適性がないとして参与員から裁判官に却下する旨の進言がされ、それに沿った審判決定が出ることが多く、否応なく専門家（弁護士や司法書士）が後見人として選定されており、申立人の希望に添えない結果が出ています。

(参考) 三豊市における中核機関の運営主体と機能等について

三豊市成年後見制度利用促進基本計画P16～P20

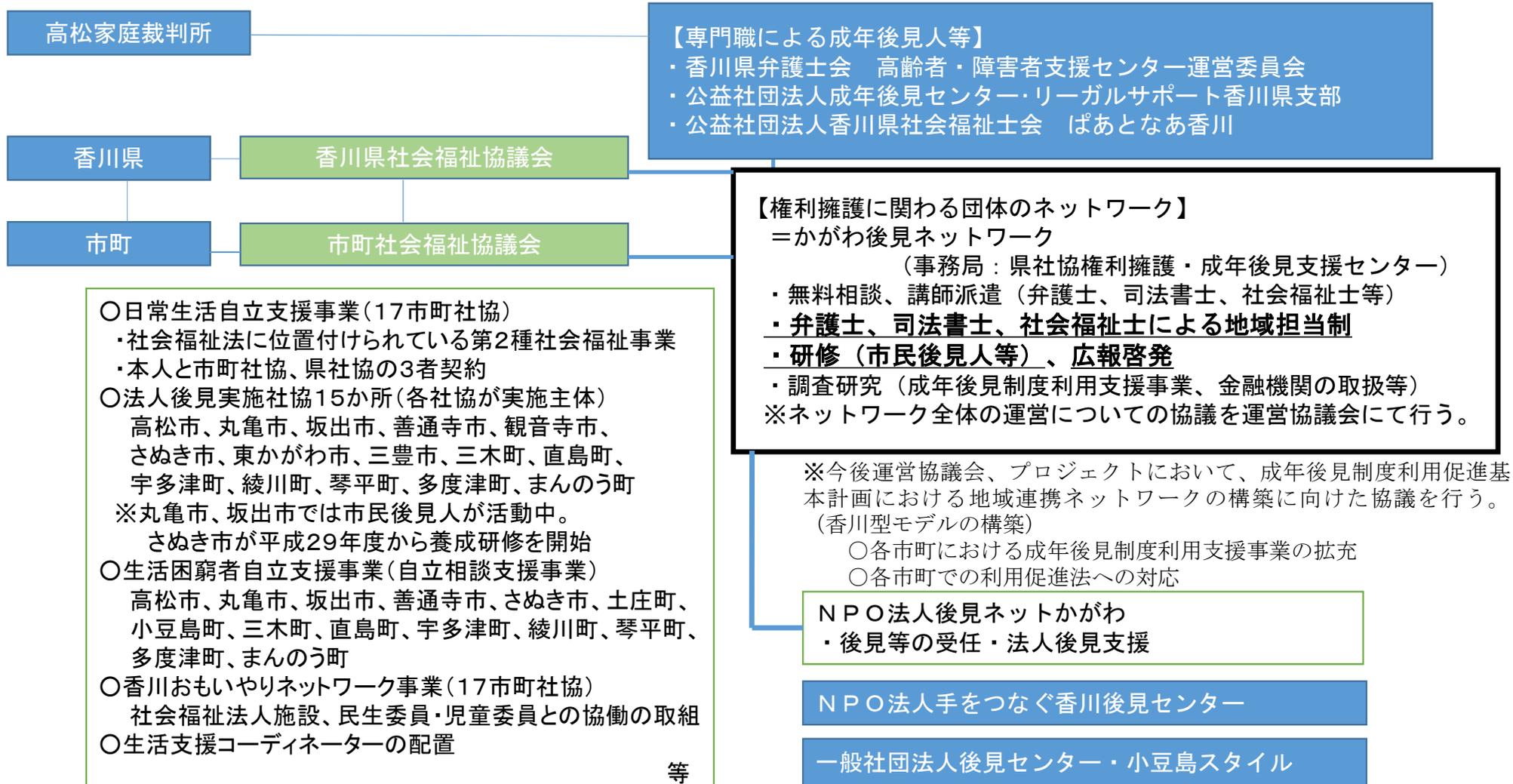
		中核機関		
		包括（直営）	社協（委託）	広域（委託）
機能	㊦ 広報	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発
	① 相談	制度に関する相談 市長申立て チーム体制調整（地域ケア会議）	制度に関する相談	専門的な相談・支援
	㊵ 利用促進	受任者調整（マッチング） チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人候補者の支援 市民後見人候補者等の支援 市民後見人の育成 日常生活自立支援事業等からの移行	受任者調整 市民後見人の養成
	㊶ 後見人支援	チーム体制調整（地域ケア会議） 受任者調整（マッチング・交代） 任意後見に関する相談	親族後見人や市民後見人の支援	受任者調整
効果	㊴ 不正防止	チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人や市民後見人の支援	専門的な相談・支援

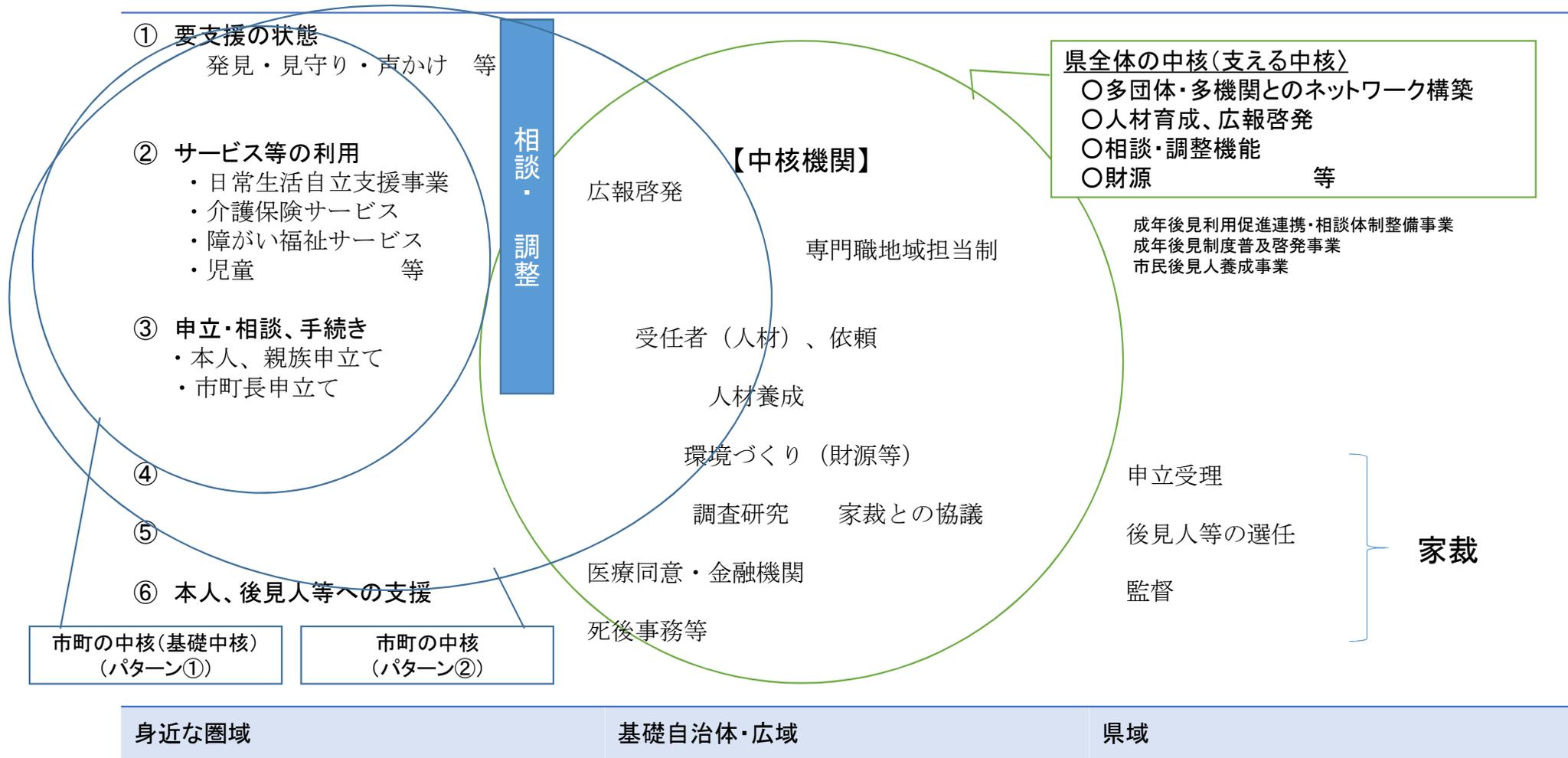


まとめ

		中核機関		
		包括（直営）	社協（委託）	広域（委託）
機能等		チーム体制調整（地域ケア会議） 市長申立て 受任者調整（マッチング） 任意後見に関する相談	親族後見人、市民後見人等に関する 日常的な相談、支援 日常生活自立支援事業からの移行	受任者調整 市民後見人の養成 専門的な相談・支援
		（共通）周知・啓発、制度に関する相談、専門職との連携、家裁との連携		

香川県内における権利擁護支援ネットワーク体制（現在） ※以下の資料は香川県社協作成





社協
 権利擁護センター
 ネットワーク
 専門職

市町社協法人後見・後見ネットかがわ(県社協)
 丸亀市社協・坂出市社協

かがわ後見ネットワーク
 地域担当制(弁護士・司法書士・社会福祉士)

県社協

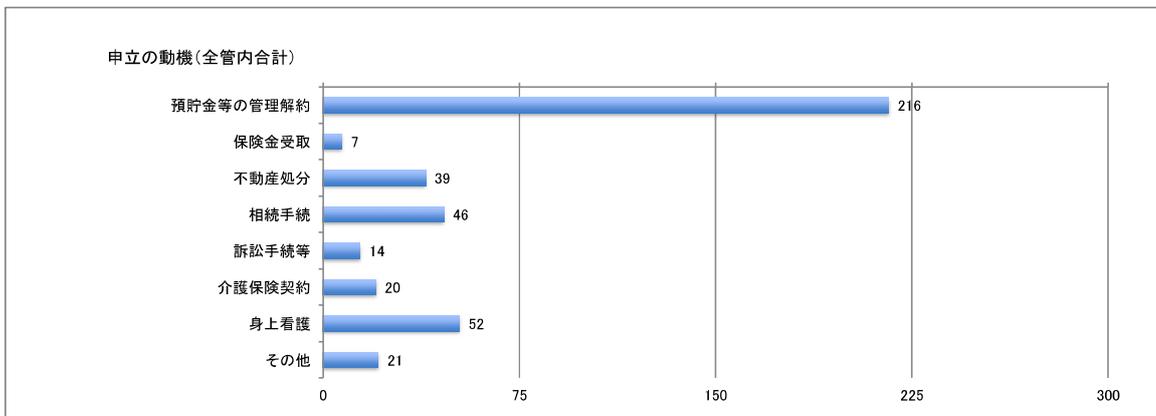
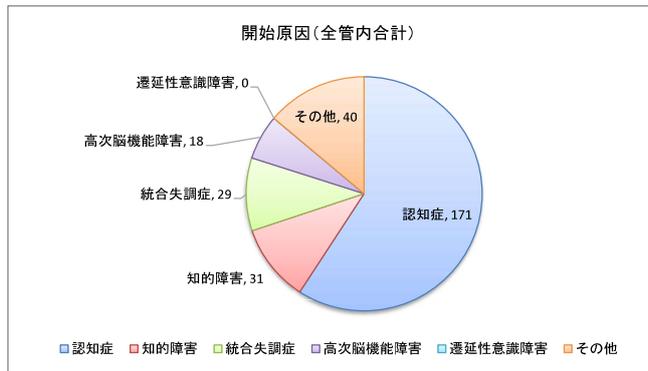
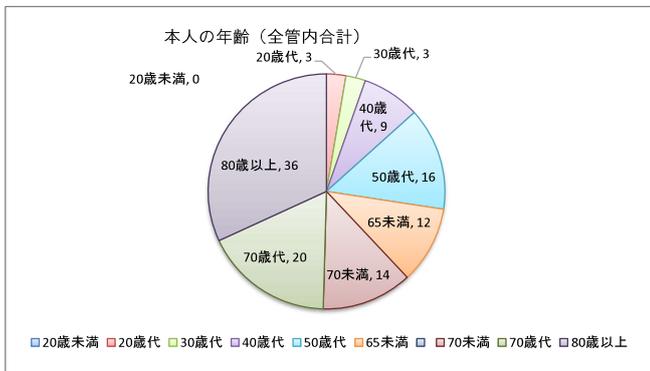
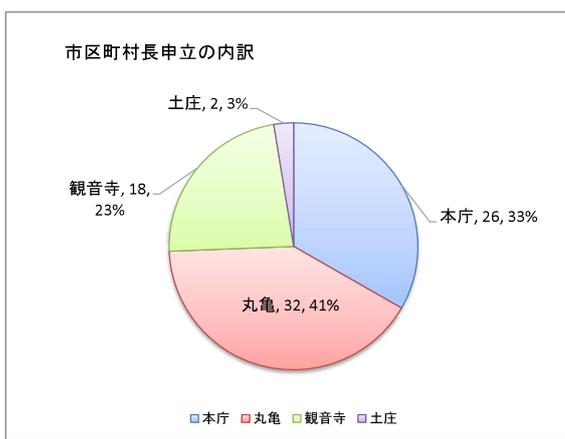
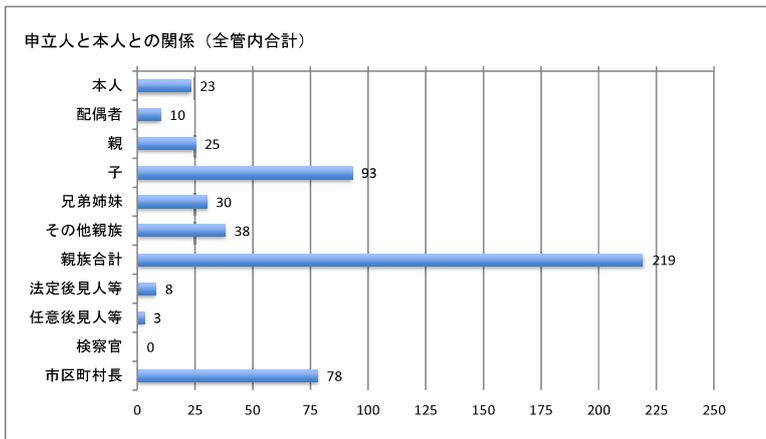
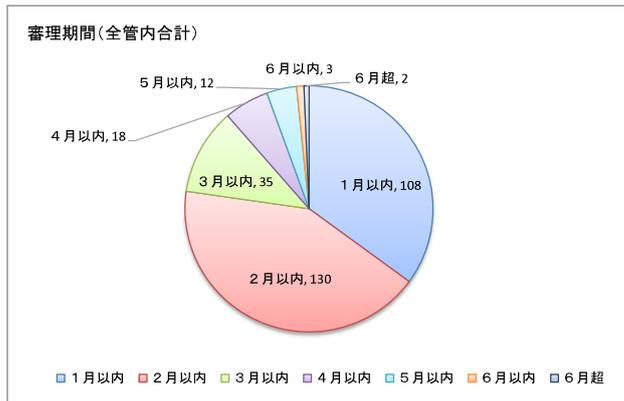
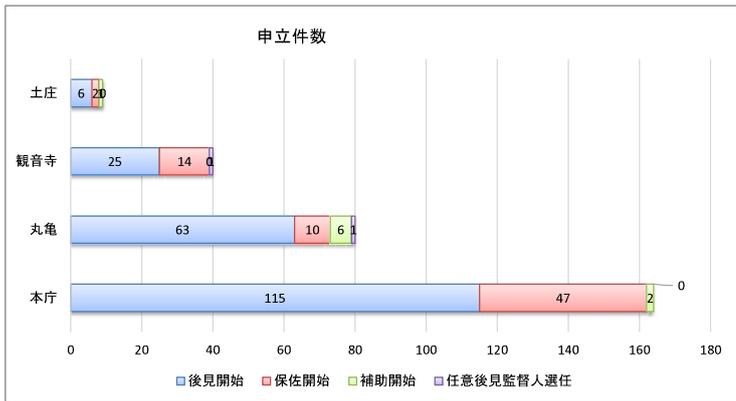
○ 各市町の状況について

- ・中核機関の機能について、社協と行政とで委託に係る具体的な協議を実施
丸亀市、坂出市・・・社協の後見センターへの委託を想定
三豊市・・・行政が審議会を設置、今後基本計画の策定へ
- ・市民後見人の養成を予定または検討・・・3か所
- ・その他の動き
 - ・・・ 成年後見制度利用支援事業の要綱改正を予定(対象者の拡大)
検討会の開催(数か所)

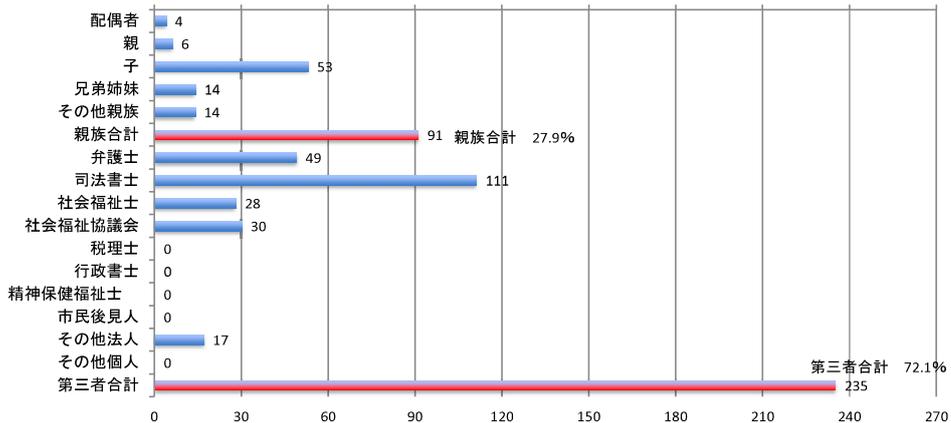
○ 県域で担うべき役割について(これまで各市町から出た意見から)

- ・周知、啓発
- ・人材育成、人材バンク
- ・専門職の地域担当制(専門的な相談・支援)
- ・受任の調整
- ・県全体のネットワークの構築

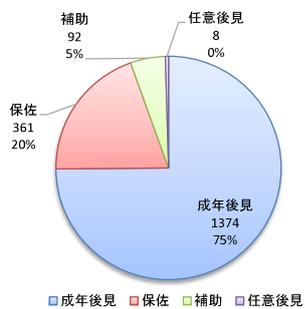
平成29年 成年後見制度資料(高松家庭裁判所)



本人と成年後見人等との関係(全管内合計)



成年後見制度の利用者数(全県)



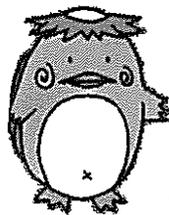
※三豊市の状況(平成30年7月6日現在)
 成年後見制度利用者数 112名
 成年後見人等と本人との関係別件数
 親族 38名、親族以外 74名

「市町村職員・中核機関職員のための研修（基礎・応用）」研修プログラム【案】

種別	目的	研修科目	概要（含む内容）
基礎研修 三日間	中核機関の職員および自治体担当職員として、 ・権利擁護支援の基本的な考え方、知識および技術を学ぶ。 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの全体像を学ぶ。	①成年後見制度利用促進と基本計画	○成年後見制度利用促進法が制定された背景、成年後見制度（権利擁護）に関する潮流 ○成年後見制度利用促進法の概要 ○国基本計画、中核機関、地域連携ネットワーク、市町村計画の概要
		②権利擁護支援の理解	○権利擁護支援の概念 ○権利擁護の仕組みとしての成年後見制度 ○権利擁護支援の必要性 ○虐待防止法
		③意思決定支援（基礎）	○意思決定支援の概念 ○意思決定支援の基本原則・支援プロセス ○国内の「意思決定支援」ガイドライン ○意思決定支援の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント
		④成年後見制度の基礎（1）	○成年後見制度の概要・対象者 ○後見人の権限・役割・義務 ○法定後見と任意後見、法定後見の種類 ○家庭裁判所に対する申立手続の概要
		⑤成年後見制度の基礎（2）	○家庭裁判所における審判手続 ○後見等の開始後の後見等の事務の概要 ○成年後見制度に関する実務上の問題
		⑥中核機関の役割Ⅰ 地域連携ネットワーク	○地域連携ネットワークの目的及び4つの機能 ○地域連携ネットワークにおける中核機関の3つの役割 ○地域連携ネットワークの基本的仕組み（「チーム」、「協議体」、「中核機関」）
		⑦対象者理解・対人援助基礎	○高齢者・障害者の特性理解のみならず総合的な「人」としての理解 ○コミュニケーションの基本 ○関係機関との連携の構築のあり方
		⑧権利擁護支援の広報	○広報・啓発の意義 ○説明責任の重要性 ○プレゼン能力、わかりやすさの向上
		⑨中核機関の役割Ⅱ 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断	○意思決定支援 ○本人情報シート ○日常生活自立支援事業 ○生活困窮者自立支援事業 ○法テラス特定援助対象者法律相談援助制度
応用研修 二日間	中核機関の職員として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの4つの機能を整備していくため、中核機関の3つの機能（「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」）を学ぶ。	⑩意思決定支援（応用）	○意思決定支援の概念 ○意思決定支援の基本原則・支援プロセス ○国内の「意思決定支援」ガイドライン ○意思決定支援の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント ○意思決定支援を意識したチームミーティングのあり方（ファシリテーション）
		⑪中核機関の役割Ⅲ 本人にふさわしい利用に向けた検討・専門的判断	○申立て書類作成の知識 ○診断書・本人情報シート ○判断根拠となる情報の見極め
		⑫中核機関の役割Ⅳ モニタリング・バックアップの検討・専門的判断	○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見実務の理解 ○医療同意 ○死後事務・相続に関する知識 ○本人情報シートの活用、意思決定支援
		⑬地域連携ネットワークと市町村計画	○成年後見制度利用促進法及び基本計画における市町村の責務・役割 ○市町村計画の策定のポイント

2018年度 成年後見制度利用促進フォーラム

成年後見制度における診断書の 改定と本人情報シートについて



かーくん

2019年2月20日
最高裁判所事務総局家庭局

本日お話すること

- 1 成年後見制度における診断書の書式の改定
 - (1) 改定の経緯
 - (2) 改定のポイント
- 2 本人情報シートの書式の作成
 - (1) 作成の経緯
 - (2) 本人情報シートの作成者
 - (3) 本人情報シートの活用方法
 - (4) 本人情報シート作成のポイント
- 3 運用開始に向けて



① 成年後見制度における診断書の書式の改定

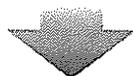
(1) 改定の経緯①

- ◆ 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）
医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方について検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。
- ◆ 検討課題
 - 1 診断プロセスを分かりやすく記載できる診断書の在り方
 - 2 医師に本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための福祉関係者等からの情報提供の在り方

2

(1) 改定の経緯②

関係府省と連携し、平成29年8月に認知症高齢者・障害者の関係団体や医師・福祉関係の団体から御意見をお聞きするなどして、診断書の書式の改定に向けて検討



検討課題1について

診断書の書式の改定

検討課題2について

本人情報シートの書式の作成

3

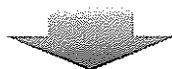
(2) 改定のポイント①

① 判断能力についての意見欄の見直し

意思決定支援の考え方を踏まえ、
「支援を受けて契約等を理解・判断できるか」との表現に改定

現行の書式

- 自己の財産を管理・処分することができない。
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。



チェックボックスの
順番を従前と逆に

改定書式

- 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

4

(2) 改定のポイント②

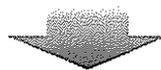
② 判定の根拠を明確化するための見直し

自由記載としていたものを改め、障害の有無等を記載する欄を新設

現行の書式

判定の根拠（検査所見・説明）

（自由記載）



改定書式

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- あり ⇒ (まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い 障害が高度)
- なし

()

(1)見当識, (2)他人との意思疎通, (3)理解力・判断力, (4)記憶力
の4項目について記載欄を新設

5

② 本人情報シートの書式の作成

(1) 作成の経緯

成年後見制度利用促進基本計画



本人の家庭的・社会的状況等に関する情報の必要性



本人を支える福祉関係者が本人の日常生活・社会生活の状況に関する情報を記載して医師に伝えるための書式を新たに作成



6

(2) 本人情報シートの作成者



ソーシャルワーカー（社会福祉士，精神保健福祉士等）
として本人の福祉を担当している方

例えば・・・

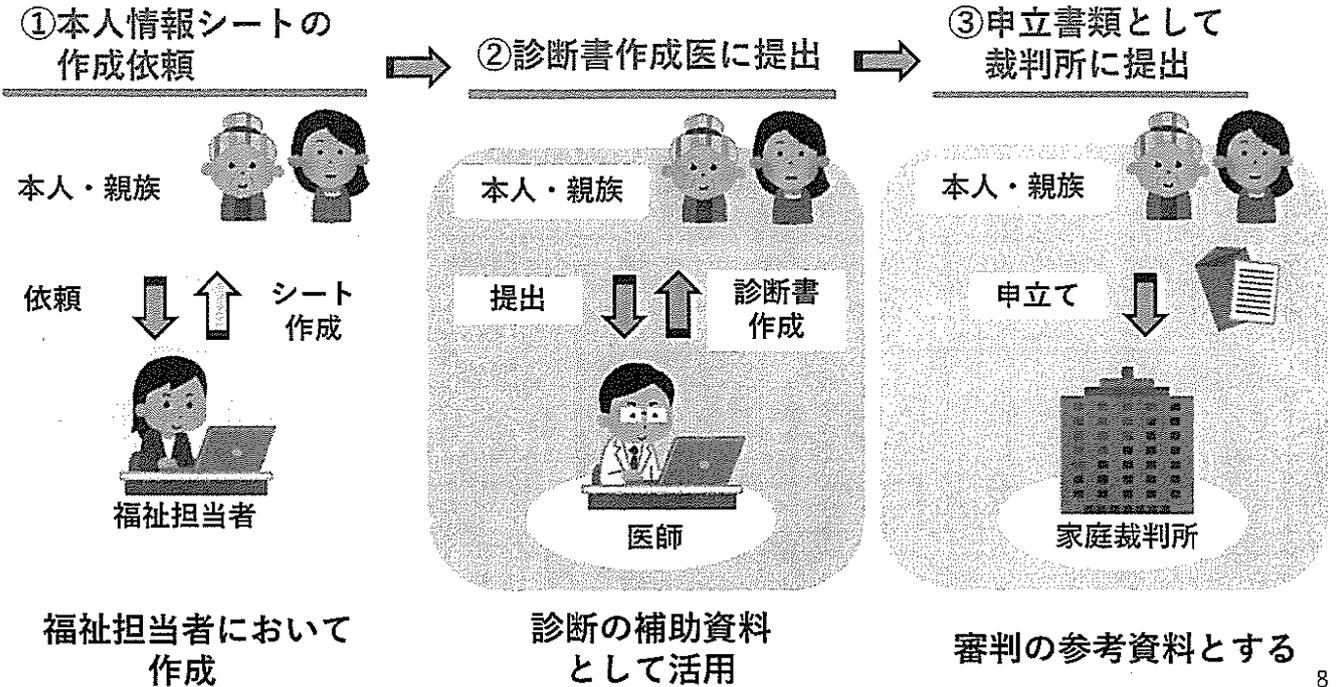
- ・ 介護支援専門員
- ・ 相談支援専門員
- ・ 病院・施設の相談員
- ・ 市町村が設置する地域包括センターや社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員

など

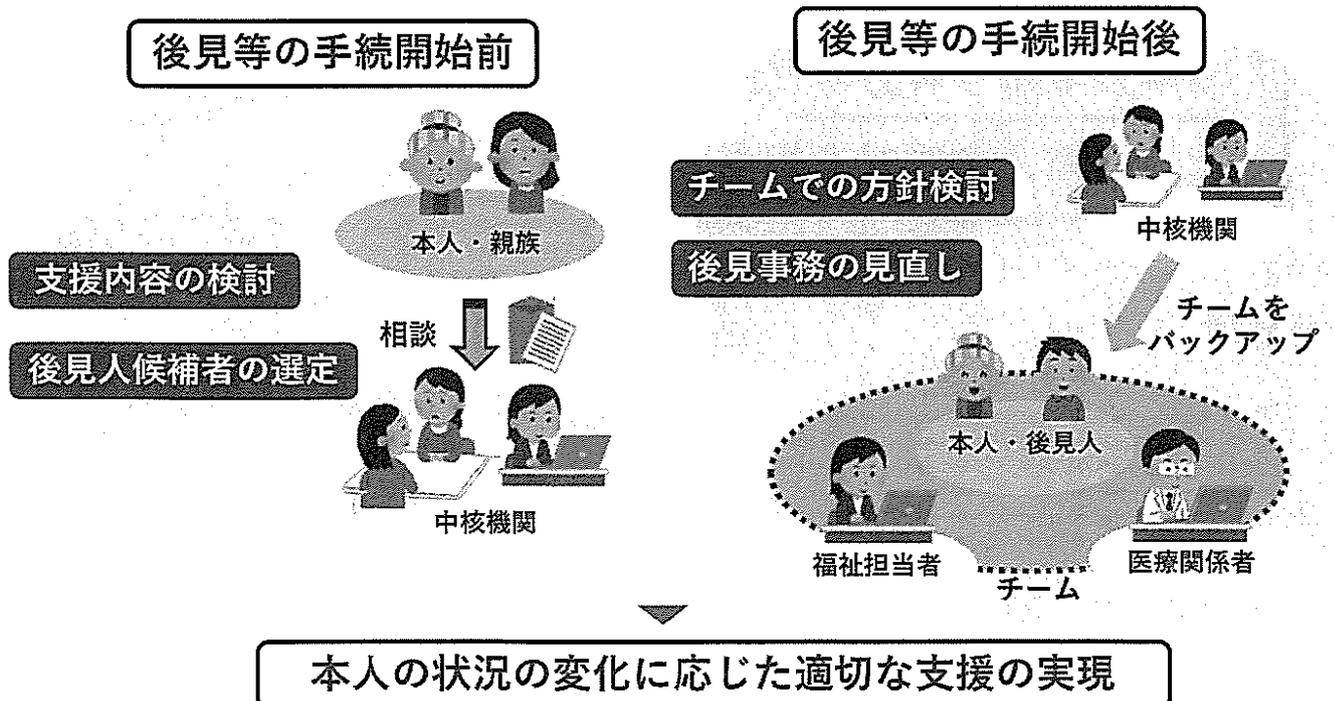
7

(3) 本人情報シートの活用方法①

主に医師が診断書を作成する際の補助資料として活用することを想定



(3) 本人情報シートの活用方法②



(4) 本人情報シート作成のポイント①

本人情報シートは、医師に本人の家庭的・社会的状況等に関する情報を伝えるための資料です。作成者の主観や評価を加えず、客観的な事実をそのまま書いてください。

本人の状態に変動がある場合には、良い状態を念頭にチェック

3 本人の日常・社会生活の状況について

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

(※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。エの項目は裏面にあります。)

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 意思を他者に伝達できる | <input type="checkbox"/> 伝達できない場合がる |
| <input type="checkbox"/> ほとんど伝達できない | <input type="checkbox"/> できない |

10

(4) 本人情報シート作成のポイント②

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

例えば、介護・支援体制の変更の検討や、訴訟、遺産分割等の手続に関する検討など

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

成年後見制度の利用によって、日常・社会生活上の課題にどのように対応していくことが望ましいのかについて、意見があれば記載

- ・ 本人情報シートに記載するために、本人の状況について改めて調査する必要はありません。
- ・ 意見にわたる部分についても書ける範囲でご協力ください。

11

③ 運用開始に向けて

平成31年1月

- ・診断書と本人情報シート of 書式
- ・「成年後見制度における診断書作成の手引」
- ・「本人情報シート作成の手引」

完成

4月以降

運用開始

本人情報シートの作成・提出は必須ではありませんが、多くの申立て事案で作成・提出されることを期待しています。
新たな書式での運用にご協力をお願いします。



本人情報シート記載ガイドライン

表面

※ シートに記載しきれない場合は、別紙をつけていただくことも可能です。

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人氏名： _____ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	作成者氏名： _____ 印 職業(資格)： _____ 連絡先： _____ 本人との関係： _____
--	--

1 本人の生活場所について

自宅（自宅での福祉サービスの利用） あり なし

施設・病院

→ 施設・病院の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

介護認定（認定日： _____ 年 _____ 月）

要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）

非該当

障害支援区分（認定日： _____ 年 _____ 月）

区分（1・2・3・4・5・6） 非該当

療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）

精神障害者保健福祉手帳（1・2・3級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要

（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまででチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある

ほとんど伝達できない できない

イ 日常的な行為に関する理解について

理解できる 理解できない場合がある

ほとんど理解できない 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

記憶できる 記憶していない場合がある

ほとんど記憶できない 記憶できない

○ 本人情報シートの作成者が親族等の第三者に「本人情報シート」による個人情報の提供を行う場合は、個人情報保護の観点から、本人の同意を得るなど、作成者において適用される法令に沿った情報の取扱いを行うよう留意していただく必要があります。

1 本人の生活場所について

○ 現在、本人が自宅で生活しているか、施設（グループホーム、サービス付住宅を含む。）又は病院で生活しているかをチェックしてください。施設又は病院で生活している場合は、施設又は病院の名称・住所も記載してください。

○ 自宅での福祉サービスの利用については、訪問介護のほか、デイサービス、ショートステイなどを利用しているときは、「あり」にチェックしてください。

2 福祉に関する認定の有無等について

○ シートに記載されている認定を受けている場合には、該当欄にチェックしてください。

○ 認定日欄には、最終判定年月を記載してください。

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

○ 食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には、「支援の必要はない」にチェックしてください。

○ 現在の支援体制が不十分な場合等で、今後、支援の方法、内容等を変更する必要がある場合には、その内容を自由記載欄に簡潔に記載してください。

(2) 認知機能について

○ ア～エの各項目について、該当する欄にチェックを入れてください。なお、本人の状態に変動がある場合には、良い状態を念頭にチェックしていただき、状態が良くない場合で支援を必要とする場面については(3)に記載してください。

○ ここでいう「日常的な行為」とは、食事、入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など、概ね本人の生活環境の中で行われるものが想定されています。ア～エの各項目についての選択基準は、以下のとおりです。

- ・ アについて
 - 意思を他者に伝達できる → 日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる場合
 - 伝達できない場合がある → 正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題が生じる場合
 - ほとんど伝達できない → ごく単純な意思（空腹である、眠いなど）は伝えることはできるものの、それ以外の意思については伝えることができない場合
 - できない → ごく単純な意思も伝達できないとき
- （※ 発語面で障害があっても、非言語的手段で意思が伝達できる場合には、「伝達できる」とする。）

- ・ イについて
 - 理解できる → 起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答することができる場合
 - 理解できない場合がある → 上記の点について、回答できるときとできないときがある場合
 - ほとんど理解できない → 上記の点について、回答できないときが多い場合
 - 理解できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合

- ・ ウについて
 - 記憶できる → 直前にしていたことや示したものを正しく回答できる場合
 - 記憶していない場合がある → 上記の点について、回答できるときとできないときがある場合
 - ほとんど記憶できない → 上記の点について、回答できないときが多い場合
 - 記憶できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合

- エ 本人が家族等を認識できているかについて
- 正しく認識している
 - 認識できていないところがある
 - ほとんど認識できていない
 - 認識できていない

- (3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について
- 支障となる行動はない
 - 支障となる行動はほとんどない
 - 支障となる行動がときどきある
 - 支障となる行動がある
- (精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

- (4) 社会・地域との交流頻度について
- 週1回以上
 - 月1回以上
 - 月1回未満

- (5) 日常の意思決定について
- できる
 - 特別な場合を除いてできる
 - 日常的に困難
 - できない

- (6) 金銭の管理について
- 本人が管理している
 - 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 - 親族又は第三者が管理している
- (支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

- 4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

- 5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
- 申立てをすることを説明しており、知っている。
 - 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
 - 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
 - その他
- (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

- 6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
(※御意見があれば記載してください。)

エについて

- 正しく認識している → 日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても、会えば正しく認識できる。
- 認識できていないところがある → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが、それ以外は難しい。
- ほとんど認識できていない → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても、認識できないことが多い。
- 認識できていない → 日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても、基本的に認識できない。

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 精神・行動障害とは、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動をいいます。このような行動の頻度に応じて、該当する欄にチェックを入れてください。
- また、そのような精神・行動障害があり、社会生活上、一定の支援を必要とする場合には、その行動の具体的な内容や頻度について自由記載欄に記入してください。また、必要とされる支援方法等についても、分かる範囲で記載してください。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 本人が日常的にどの程度、社会・地域との接点を有しているのかを確認する項目です。介護サービスの利用、買い物、趣味活動等によって社会・地域と交流する頻度を記入してください。
- なお、身体的な障害等により、外出は困難ではあるものの、家族や友人の来訪など、自宅等で関係者と社会的接点を持った活動をしている場合には、それも含めて回数をお答えください。

(5) 日常の意思決定について

- 日常の意思決定とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力をいいます。項目についての選択基準は、以下のとおりです。なお、特定の事項あるいは場面において本人の意思決定に支障が生じるといった事情があるときは、4項に記載してください。
- できる → 毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。
- 特別な場合を除いてできる → テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できるが、治療方針や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。
- 日常的に困難 → テレビ番組や献立、服の選択等についてであれば意思決定できることがある。
- できない → 意思決定が全くできない、あるいは意思決定できるかどうか分からない。

(6) 金銭の管理について

- 金銭の管理とは、所持金の支出の把握、管理、計算等を指します。項目についての選択基準は、以下のとおりです。
- 本人が管理している → 多額の財産や有価証券等についても、本人が全て管理している場合
- 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している → 通帳を預かってもらいながら、本人が自らの生活費等を管理している場合
- 親族又は第三者が管理している → 本人の日々の生活費も含めて、第三者等が支払等をして管理している場合

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

- 現在または今後、本人が直面する生活上の課題を記載してください(例えば、介護・支援体制の変更の検討や、訴訟、遺産分割等の手続に関する検討などがこれに当たります。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- 成年後見制度の利用について本人に説明した際の利用に関する本人の認識(知っている、知らない、理解できない)を記載してください。
- 上記チェックボックスを選択した理由や、本人が制度利用に反対しているなどの背景事情がある場合には、分かる範囲で記載してください。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

- 成年後見制度の利用によって、日常・社会生活上の課題にどのように対応していくことが望ましいのかについて、御意見があれば記載してください。

三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定スケジュール

開催日	会議	主な開催議題
平成30年 11月26日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律について ・ 三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定について ・ 今後のスケジュールについて
12月19日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について
平成31年 1月4日～ 2月4日	パブリックコメント	
2月28日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について
3月	三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定	
4月	三豊市成年後見制度利用促進基本計画実施（4 / 1～）	